

第六次地域管理経営計画書  
第一次変更計画

(東三河森林計画区)

[変更年月]

第一次変更 令和6年3月

林野庁中部森林管理局

## I 変更事由

国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）第 6 条第 9 項に基づき、以下の理由により変更する。

- ・ 国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）の一部改正により、「国有林野の管理経営に関する基本計画」（令和 5 年 12 月策定）に定める特に効率的な施業を推進する森林について記述することとなったため。

## II 変更事項

### 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

#### （2）機能類型に応じた管理経営に関する事項

##### ⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

[略]

なお、水源涵養機能の確保に留意しつつ、森林資源の有効利用を図ることとし、水源涵養タイプに区分された人工林のうち自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを、特に効率的な施業を推進する森林として設定・公表する。